

研修全般に関する主な意見

- 人材育成やキャリア形成に資する人事政策のあり方などを国から言及することも必要。
 - 短い期間の中で異動した場合、経験が積み上がらないので、勤め続けられるような人事配慮が必要。
 - 人事育成に当たっては、国や自治体で実施している研修だけでなく、様々な研修を含めた人材育成の体系をつくることで、自分がどの立場のどの位置にいて、どの専門性を高めるのかが分かるような計画的な取組が必要。
 - 個々の職員が自らの研修の履歴を把握できるような受講計画、受講管理が必要
 - 児童相談所の新規職員に対しては、研修だけでなく、ケースワークの場においても、中堅クラスの職員が同行し、指導するなどの体制が不可欠。
 - 研修受講後も、研修ノートなどを用いて、到達目標を到達できているかを定期的にチェックし、OJTの中で解決していくことが必要。
 - スーパーバイザーに技能を教わるということをOJTとしてきちんと課すことが必要。
 - 一時保護所での実習、児童福祉司との同行訪問、児童相談所の会議への参加などが有効である
- 等

社会福祉主事が受講する児童福祉司任用前講習会に関する主な意見

- 対人援助の業務経験が少ない場合もあるので、任用前に児童養護施設や一時保護所で研修することも重要。
- 当講習会のカリキュラムに児童福祉司として必要な事項が多く盛り込まれているので、新規に児童相談所に来る人は、皆受講することが望ましい。
- 社会福祉主事からの児童福祉司への任用は、年によっては県に1人ということもあり得る。その1人だけを対象に講義を行うことは非効率的なので、任用後でも任用前講習会を受講することは妨げない。
- カリキュラム「7 児童相談所における方針決定の過程」に関しては、当講習会とは別にOJTにより1ヶ月程度設けることも必要。

等

児童福祉司任用後研修に関する主な意見

- 児童福祉司の研修を考えた時に、OJTの部分とOFF-JTの部分の両面があるべきであり、OJTの中でどれだけ育成できるかが重要。
- 質は常に高めていくことが必要なため、任用後研修を繰り返し受けることは妨げない。

等

スーパーバイザー研修に関する主な意見

- 研修参加に向けては事例のケースレポートの提出を行うことも必要。
- 模擬事例を用いたケースの問題の見立てと支援計画の演習を行うことが必要。
- 対応困難事例を用いたディスカッションを行うことが必要。
- 在宅支援の事例検討を行うことが必要。
- 法的対応困難事案の事例検討を行うことが必要。
- 模擬事例による通告の受理からリスクアセスメントを行うことが必要。
- 模擬事例による性的虐待への対応が必要。
- 一時保護の家族への説明、家族面接等のロールプレイを行うことが必要。
- 子どもに対する事実確認面接（被害事実確認面接を含む）のポイントの講義を行うことが必要。
- 在宅および社会的養護の非行事例検討（ロールプレイ含む）を行うことが必要。
- 社会的養護における自立支援の講義と社会的養護におけるファミリーソーシャルワークの演習を行うことが必要。
- 社会的養護ケースの事例検討を行うことが必要。
- スーパーバイズ技術取得のためのロールプレイを行うことが必要。
- スーパーバイズした事例の検討が必要。
- スーパーバイザーのビデオを撮影しておき、どのように対応するのか確認することが必要。

等

要保護児童対策調整機関専門職研修に関する主な意見

- 調整機関の専門職には、子ども虐待対応だけではなく、いろいろな子ども家庭相談についてきちんと判断し、対応ができるソーシャルワーク能力と地域で支援ネットワークを作っていくコミュニティワークの能力の双方が必要。
- ケースカンファレンスそのもののやり方が分からないという市町村があるため、ここを丁寧に学び実践していくことが重要。
- 進行管理台帳の管理のみを行っている進行管理が多々あるのが現状。市区町村には家族支援の力及びコーディネート力も児童相談所同様に求められている。むしろ市区町村の方が学校や保育園など、子どもにとって身近な居場所となる機関とのつながり、協働というのは児童相談所以上に重要になる。
- 支援機関の職員は非常勤や嘱託の職員が多いのではないかと。正規職員が配置されたとしても3年ぐらいで異動になってしまうのが実情。一つ一つ基礎的な知識と同時にコーディネートするというスキルも修得してもらう必要があるが、市町村職員にとっては集中よりも分散して実施する形が一番研修を受けやすいのではないかと。
- 関係機関との連携については、その機関の人に来ていただいて、自分たちはこういう課にいて、どういう窓口があって、どういうことができるのか、という話をさせていただく必要があると思う。そういう意味で、カリキュラム「13 子どもの所属機関の役割と連携」に関しては、シンポジウム形式で実施することも必要。

等